

ベトナム法務アップデート

第 14 回党大会後の「制度革命」と企業法務の最前線

アジアニュースレター

2026 年 2 月 19 日号

執筆者:

廣澤 太郎

t.hirosawa@nishimura.com

1. はじめに：「新時代」の幕開けと法実務へのインパクト

2026 年 1 月、ベトナム共産党第 14 回全国代表大会が閉幕し、トニー・ラム書記長の下で「民族の飛躍的な発展の新時代」に向けた新指導体制が発足しました。2030 年までの「上位中所得国入り」を目指し、現在、ドイモイ以来最大規模とも言われる行政機構の抜本改革（制度革命）が進行しています。

本号では、この「制度革命」が日本企業の事業運営、特に FDI（外国直接投資）実務に及ぼす法的影響を分析します。また、依然としてベトナム法務の構造的な法的リスク（法の適用関係や紛争解決）や、2026 年施行のデータ保護政策令への実務対応について、当事務所の最新の知見に基づき解説します。

2. 最大のリーガルリスク：「制度革命」による省庁再編と許認可実務

日本企業にとって当面の間、最も注意すべき実務上の変化は、第 14 回党大会で承認された「10 省庁を 5 省庁へ統合する」という行政機構の大改革です。特に、外国投資のゲートキーパーである計画投資省（MPI）が、財務省（MOF）と統合（事実上の吸収合併）されることが計画されています。これは、外国からの投資実務における大きな不確実要因となります。

- 「空白期間」の発生と許認可の停滞：**新体制への移行期（2026 年 3 月～5 月頃）において、投資登録証明書（IRC）の発給権限の所在や、地方の計画投資局（DPI）の指揮命令系統が一時的に曖昧になる恐れがあります。過去のハノイ市・ハタイ省合併時と同様、許認可プロセスが長期停滞する可能性があり、新規投資や増資を計画する企業は、通常よりも多くのリードタイムを見込んだうえでスケジュールを検討する必要がありそうです。
- 投資インセンティブ審査の厳格化：**従来、投資誘致をミッションとして税制優遇を推進してきた MPI に対し、MOF は財政規律と歳入確保を重視します。統合後の新省庁では、法人税減免などのインセンティブ付与に対し、より厳格な審査基準が適用される可能性があります。今後の投資契約交渉においては、将来の法変更リスクに備え、優遇措置の法的安定性を担保する条項（Stabilization Clause）の重要性が一層高まります。

3. ベトナム法務の構造的課題と実務上の留意点

法制度の整備が進む一方で、実務運用においては依然として「書かれた法」と「実態」の乖離が存在します。

(1) 「一般法」と「特別法」の適用関係を巡る混乱

ベトナムの司法実務では、法の適用順位に関する解釈が定着していない事例が散見されます。日本法的な理解では「商法は民法の特別法」であり、商行為には商法が優先適用されます。しかし、2019年の最高人民法院判例（12/2019/KDTM-GDT）では、建設案件の損害賠償について商法を適用した下級審判決を破棄し、「建設法に規定がない場合は（商法ではなく）民法を適用すべき」と判断しました。また、企業法と民法の規定に矛盾がある場合も、日本法的には特別法である企業法が優先されるべきですが、当局側がこれを「法的不整合」と捉え、実務が混乱することがあります。このように、事案によって適用法が予見しづらい状況があり、契約書作成段階から慎重な検討が必要です。

(2) 地方行政の独立性と法解釈の不統一

ベトナムの地方行政部局（局長人事や予算）は、中央省庁ではなく地方の人民委員会に属する構造にあります。そのため、中央省庁の指導よりも地方人民委員会の意向が優先され、地域や担当官によって法解釈や必要書類が異なるという事態が頻発します。今回の地方行政区画の再編（63省市から34省市への統合構想）が進めば、地方政府の裁量がさらに変化し、既存の工業団地の許認可や税務管轄に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 紛争解決における司法リスク

ベトナムは「投資適格国」入りを目指していますが、紛争解決の実効性には課題が残ります。

- **保全処分の困難さ：**裁判官が誤判による個人責任を恐れ、資産凍結などの「緊急の仮処分」の発出を躊躇する傾向があります。実効的な財産保全が難しいため、債権回収においては担保取得や銀行保証など、裁判手続に依存しない手段の確保が求められます。
- **仲裁判断の承認・執行の壁：**ニューヨーク条約加盟国であるものの、外国仲裁判断の承認拒否率は近年改善傾向にあるとはいえ約22%（2011年～2024年中旬）存在します。
- **形式主義と「基本原則違反」の拡大解釈：**
 - **形式不備による取消：**仲裁判断の基礎となった証拠文書に領事認証がなかったことのみを理由に、仲裁判断自体を取り消した事例（2023年ハノイ人民裁判所）があります。仲裁法上の当事者自治よりも形式的瑕疵を重視する傾向です。
 - **公序良俗の拡大解釈：**債務者がベトナム国内に不動産を持っているだけで、その強制執行が「ベトナム法の基本原則に反する」として仲裁判断承認を拒否した事例（2023年ハノイ高裁）もあり、司法

判断の予見可能性は依然として低いと言わざるを得ません。

4. 最新法規制の動向：データ保護とエネルギー政策

(1) データ保護規制の厳格化（政令 356 号の施行）

2026 年 1 月 1 日より、従来の政令 13 号 (PDPD) に代わり、個人データ保護法 (PDPL) の詳細を定める政令 356 号 (Decree 356/2025/ND-CP) が施行されました。

- **影響評価書 (TIA) の再提出リスク：** PDPD 時代に当局（公安省 A05 局）へ影響評価書を提出済みの企業であっても、その内容に変更がある場合、PDPL 施行後は改訂された法定書式を用いて再提出する必要があります。実務的なターゲットラインとして、2026 年 6 月末までの対応完了を目指して準備を進めることが推奨されます。
- **域外適用とセンシティブデータ：** ベトナムに拠点がなくともベトナム市民のデータを処理する外国企業への適用（域外適用）が明記されました。また、金融情報や位置情報などの「センシティブデータ」については、データ処理影響評価義務の免除・猶予規定の対象外となるなど、より高度なコンプライアンスが求められます。かつて懸念された「越境移転のたびの事前許可」は回避されましたが、事後報告義務は厳存しており、違反時の罰則リスクも明確化されています。

(2) エネルギー分野の法整備（原発再開と新料金体系）

電力不足解消に向け、中断されていたニントゥアン原発プロジェクトの再開が決定されました。これに伴い、原子力関連の法整備が進む見込みです。また、2026 年より電力小売市場改革が本格化し、「二部料金制（基本料金 + 従量料金）」の導入や、再エネ発電事業者から企業が直接電力を購入する「DPPA」制度が稼働します。日本企業は、RE100 達成の手段が増える一方、電力コスト構造の変化に対応した契約見直しを迫られることになります。

5. 結び：日本企業への提言

第 14 回党大会を経たベトナムは、法制度の近代化と経済成長を強力に推進していますが、その過渡期における「制度の空白」や「運用の不透明さ」は、日本企業にとって重大なオペレーションリスクとなります。

- 「債権の焦げ付き」をできるだけ避ける： 司法制度の脆弱性を前提とし、契約段階で銀行保証を確保するなど、裁判所の手続に依存しない回収手段を講じること。
- 行政再編リスクへの備え： MPI と MOF の統合による許認可の遅延やインセンティブ変更を織り込み、余裕を持ったスケジュールとシナリオ策定を行うこと。
- データ保護コンプライアンスの点検： 政令 356 号に基づき、既存の影響評価書 (TIA) の内容を見直し、必要に応じて 2026 年 6 月までに更新・再提出の準備を行うこと。

ベトナム変革期特有のリスクを最小化するために、本ニュースレターが貴社の意思決定の一助となれば幸いです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com